

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月27日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第8号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成4年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育できることとなったとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の職務復帰)</p> <p>第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第12条 第3条第1項の規定は、育児休業条例第10条第5号の<u>育児休業等計画書</u>について準用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(<u>育児休業に係る子が死亡した場合等の届出</u>)</p> <p>第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の職務復帰)</p> <p>第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(<u>育児休業条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。</u>)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第12条 第3条第1項の規定は、育児休業条例第10条第5号の<u>規則で定める方法</u>について準用する。</p> <p>2 [略]</p>

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

この場合において、同条第1項第4号中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育できることとなった」とあるのは、「育児休業条例第13条第1号に掲げる事由が生じた」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

育児休業等計画書

提出年月日 年 月 日 任命権者 様 所 属 職 氏 名	
北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。	
1 請求の別	育児休業 育児短時間勤務
2 請求に係る子	
子の氏名	生年月日 年 月 日生
3 請求者の計画	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 摘要	

- 備考 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
- 5 該当する には燦印を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

育児休業承認請求書

任命権者様 提出年月日 年 月 日 所属 職 氏名	
次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。	
1 請求に係る子	氏名
	続柄
	生年月日 年 月 日生
2 請求の内容	育児休業の承認 育児休業の期間の延長 再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 摘要	

- 備考
- この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
 - 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 「5 摘要」欄には(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内産後休暇（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）において準用する北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）第13条第1項第12号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 該当する には燻印を記入すること。

養育状況変更届

		提出年月日	年	月	日
任命権者	様				
		所 属			
		職			
		氏 名			
次のとおり	育 児 休 業 育児短時間勤務 部 分 休 業	に係る子の養育の状況について変更が生じたので			
届け出ます。					
1 届出の事由					
育児休業等に係る子を養育しなくなった。					
同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。					
その他（ ）					
育児休業等に係る子が死亡した。					
育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。					
育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。					
その他（ ）					
2 届出の事由が発生した日					
年 月 日					

備考 該当する には燻印を記入すること。

様式第4号（第14条関係）

育児短時間勤務承認請求書

任命権者様 提出年月日 年 月 日 所属 職 氏名	
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。	
1 請求に係る子	氏名
	続柄
	生年月日 年 月 日生
2 請求の内容	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 再度の育児短時間勤務の承認 （再度の時間短時間勤務の必要な事情を記入）
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間勤務 （育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態）
	勤務の日及び時間帯 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 摘要	

- 備考
- この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
 - 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 摘要」欄に必要な事項を記入すること。
 - 「6 摘要」欄には(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 該当する には捺印を記入すること。

様式第 5 号（第 19 条関係）

部分休業承認請求書

任命権者 様		提出年月日 年 月 日	
		所 属 職 氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日生	
2 請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他()	午後 時 分～ 時 分
3 摘要			

備考 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を別に記入すること。

3 該当する には濃印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。